2 保 険

教育研究活動中、課外活動、学校行事中のケガについては、 全学生を対象に大学が保険に一括加入しています。

1 学生教育研究災害傷害保険

- この保険は、教育研究活動中のけがに対し、財団法人日本国際教育支援協会が窓口となった補償制度で、本学では、全学生を対象に大学が一括加入しています。授業中はいうまでもありませんが、課外活動中・学校行事中などが対象となります。ただし、保険金が支払われる傷害や事故は約款で詳しく定められており、傷の程度や行為によっては対象外となる場合もあります。
- ●詳しくは入学時に配布した「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照してください。



●学生教育研究災害保険には、全学生を対象に大学が一括して加入しています。保険料は大学が負担していますので、皆さんが特に加入手続きをする必要はありません。

■ 傷害事故発生から保険金支給まで

①教育研究活動中けがを負う 領収書(レシート可)は大切に 保管しておいてください。保険 ②治 金請求時に必要です。 ③学生センターで「学生傷害事故発生報告書」用紙を受け取る 事故発生から1か月以内に事故 報告をしないと、保険金が支払 われないことがありますので注 ④「学生傷害事故発生報告書」提出 ▶ 提出先:学生センター 意してください。 ⑤治療が完了したら、ただちに学生センターで「保険金請求書類」を受け取る ⑥ 「保険金請求書類」 提出 ▶ 提出先: 学生センター 查 審査は保険会社が行います。 1~2か月後に保険金が支払われます

■概 要

対 象 者	全学生		
期間	入学してから卒業するまで		
掛け金	全額大学負担		
対象活動形態	正課中/学校行事中	課外活動	通学中/学校施設等 相互間の移動中/学校施設内
死 亡 保 険 金	2,000万円	1,000万円	
後遺障害保険金 ※程度に応じて	120万円~3,000万円	60万円~1,500万円	
通院保険金	通院 1 日以上の回数に 応じた金額	通院14日以上の回数に 応じた金額	通院4日以上の回数に 応じた金額
入院保険金	入院1日につき 4,000円		

■ 保険期間

- ●入学時より、所定の卒業年次の3月31日(10月入学の場合は9月30日)の午後12時までを保険期間としています。 この期間以外は保険の対象とはなりません。
- ●なお、卒業が延期になった学生については、大学が一括で継続加入の手続きをします。

2 学生傷害医療見舞金

●前記の傷害保険を補足するもので、傷害医療等の見舞金を設けています。取り扱い窓口は学生センターで、傷害 保険の手続きと同時に行います。

3 学研災付帯賠償責任保険

- ●日本国内外において、皆さんが、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にけがをさせたり、他人の財産を 損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。財団法人日本国際教育支援協会が窓口となって います。前述した学生教育研究災害傷害保険の適用になる場合でなおかつ国内外の活動において保険の対象とな ります。
- ●補償の対象となる場合、ならない場合は約款で詳しく定められています。



●インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習に行く場合には、大学で一括加入しています。

4 国民年金保険「学生納付特例制度」

- ●国民年金は、高齢や不慮の事故などによって皆さんの生活が損なわれることのないよう、前もって保険料を出し合い、経済的にお互いを支え合う制度です。日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入することになっており、皆さんも、20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で定められています。
- ●国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけではなく、スポーツのけがや交通事故で障害が残った場合には、障害年金が支給されます。これらの年金の支給を受けるためには、国民年金に加入して保険料を納めていることが必要です。
- ●皆さんはほとんどの場合、所得がありませんので、学生の間は国民年金の保険料を納めることを猶予し、社会人になってから保険料を納める制度「学生納付特例制度」があります。この制度を受けようとする場合は、毎年度、市区町村の国民年金窓口に届出をし、承認を受けなければなりません。届出をし、承認を受ければ、学生納付特例期間中であっても、障害や死亡といった不慮の事態があった場合に障害年金が支給されます。申請手続きは、皆さんの住民票のある市区町村の国民年金窓口になります。



日本年金機構

財団法人 日本国際教育支援協会ホームページ http://www.jees.or.jp/

http://www.nenkin.go.jp/ http://www.iees.or.ip/